平成２４年（フ）第１０５４号
横浜市泉区上飯田町2128番地４　サンハイツ渡井Ａ202号
債務者　保田　昌一
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８０号
神奈川県大和市上和田1733番地　桜ケ丘パークハイツ２―102号
債務者　榎原　理恵
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８号
岡山市北区富田433番地
債務者　春名　弘行
１　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
北海道中川郡幕別町札内桂町571番地の42町営桂町団地５―203
債務者　成田　雅人
１　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
静岡県藤枝市本町４丁目４番15号、旧住所静岡県藤枝市本町４丁目２番９号
債務者　池田三代子
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２９号
川崎市中原区下小田中６丁目16番１号
破産者　株式会社ロジタック
１　決定年月日　平成24年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
川崎市川崎区田町３丁目14番
破産者　株式会社Ｋ・Ｊ・Ｒ
１　決定年月日　平成24年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地の１ネオハイツ姫路408
破産者　有限会社綱政
１　決定年月日　平成24年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６４９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中１丁目257番地
破産者　株式会社五大
１　決定年月日　平成24年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９１号
仙台市青葉区中央１丁目６番39号菊水ビル仙台駅前館１階
破産者　株式会社Ａ・Ｈ
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３８号
埼玉県春日部市緑町４丁目７番27号
破産者　株式会社浜商
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
群馬県太田市東矢島町813番地１
破産者　株式会社リンクス
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２１０号
東京都多摩市諏訪２丁目３番地１―306、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市片倉町41番地３
破産者　上本　達三
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２９号
横浜市中区山下町25番地15
破産者　株式会社なごみ
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２号
新潟県糸魚川市大字大野1161番地
破産者　協栄観光株式会社
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第５５１号
静岡市葵区西草深町25番８号
破産者　株式会社サン・ウォーターシステム
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８号
静岡市清水区神田町５番１号
破産者　株式会社フジマリン
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県姫路市福沢町146番地
破産者　株式会社大道ミート
１　決定年月日　平成24年６月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８１号
栃木県小山市中久喜３丁目４番10号
破産者　株式会社ツカケン
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部